



回復期リハビリテーション病棟のご案内

平成27年8月より**2階病棟**に「回復期リハビリテーション病棟」を新設しました。

回復期リハビリテーション病棟とは？

回復期リハビリテーション病棟は、急性期治療の病状が安定している患者に対して、専門的・集中的なリハビリテーションを行う病棟です。

積極的にリハビリテーションを行い、日常生活動作（ADL）能力の向上を目指し、在宅復帰・社会復帰を図ることを目的としています。

当院は厳しい施設基準をクリアし、国から認可を受けて、平成27年8月から**丹波圏域初**となる回復期リハビリテーション病棟に再編することになりました。

入院の対象となる方

算定対象となる回復期リハビリテーションを要する状態

- ① 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷etc.
- ② 義肢装着訓練を要する状態(実際に義肢装着訓練を行わなかったとしても、義肢装着訓練を要する状態であればよい)
- ③ 高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷を含む多部位外傷(重症及び重度については特段の規定はなく、継続的にリハを行う事により改善が見込まれると医師が診断したものが該当となる)
- ④ 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節、膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折
- ⑤ 外科手術又は肺炎等の治療時の安静による廃用症候群
- ⑥ 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節、膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態
- ⑦ 股関節又は膝関節の置換術後の状態

なお、平成27年8月より、**休日**においても、リハビリテーションを実施しております。

【お問い合わせ先】 電話 079-552-7390(地域連携・総合相談室)
月～金 8:30～17:00

